

令和5年11月15日

支出負担行為担当官
 防衛省大臣官房会計課
 会計管理官 福田 裕之
 (公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
X-182	基本的なサイバースキルに関する通信教育	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和6年3月29日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和5年12月8日（金）10：30

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 (6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項

11. その他

- (1) 仕様書受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
 (2) 細部入札要領については入札仕様書とあわせて配布する「一般競争入札の案内について」のとおり。
 (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
 (4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和5年11月30日（木）12：00までに提出しなければならない。
 (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.geps.go.jp/>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和5年12月6日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
 (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
 (7) 入札案内（仕様書）の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
 〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を持参すること。
 受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内（仕様書）のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 仕様書送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 丸山 電話 03-3268-3111 内線 20823

適合条件

1 条件

(1) 講師について

契約相手方は、教育を行う講師について、次の各号に掲げる要件のうち、いずれか1つを満たすこと。

ア 次に掲げる資格のうち、公告の日において、いずれか1つ以上の有効な資格を有すること。

(ア) 情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に規定する情報処理安全確保支援士

(イ) 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（情報工学部門）のうち、情報基盤を選択科目とするもの

(ウ) サイバーセキュリティを専攻分野とする博士の学位（ただし、相当する外国の学位を含む。）を授与された者

イ 公告の日において、サイバーセキュリティに関する教育を行った経験等があり、現に所属する組織の長等が証明できること。

(2) 教育体系について

契約相手方は、防衛省・自衛隊の要求に応じた受講プログラムの設計能力があることを自社（グループ会社含む）の教育体系や各種の受講プログラムの存在等をもって証明すること。

2 提出書類

講師及び教育体系が1に示す条件を満たすことを証明する資料。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。

また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

令和5年11月30日（木）1200